

令和 4 年
第 1 回 定例市議会

条例議案等参考

(3 月 2 4 日 追加提出)

阿 久 根 市

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
2 1	阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
2 2	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2
2 3	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3

議案第21号参考 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年阿久根市条例第4号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（期末手当） 第7条 議会の議員で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者には、期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した議会の議員で次に掲げる者以外のものについても同様とする。 (1)～(3) （略） 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。 (1)～(4) （略） 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議会の議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議会の議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。 4 （略）	（期末手当） 第7条 議会の議員で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者には、期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した議会の議員で次に掲げる者以外のものについても同様とする。 (1)～(3) （略） 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。 (1)～(4) （略） 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議会の議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議会の議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。 4 （略）

議案第22号参考 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（給与） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する市長等に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した市長等で次に掲げる者以外のものについても同様とする。 (1)～(7) （略） 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 6 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の12を乗じて得た額の合計額とする。 7 （略）	（給与） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する市長等に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した市長等で次に掲げる者以外のものについても同様とする。 (1)～(7) （略） 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 6 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の12を乗じて得た額の合計額とする。 7 （略）

議案第23号参考 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（期末手当） 第11条の2 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 阿久根市職員職名規則（昭和38年阿久根市規則第20号）第3条第2項に規定する役付職員の職を占める職員及び同条第3項に規定する職を占める職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 （休職者の給与） 第14条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同	（期末手当） 第11条の2 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の<u>127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 阿久根市職員職名規則（昭和38年阿久根市規則第20号）第3条第2項に規定する役付職員の職を占める職員及び同条第3項に規定する職を占める職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 （休職者の給与） 第14条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同

じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。 2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4・5 (略) 6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第11条の2第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 7 (略) 第15条 削除	じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。 2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4・5 (略) 6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第11条の2第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 7 (略) (臨時職員の給与) 第15条 臨時的に雇用する職員の給与については予算の範囲内において、かつ、別に市規則で定めるところにより、それぞれ任命権者が定める。
---	---

